

児童扶養手当が変わります

■問合せ こども課 ☎20-3023



令和6年11月1日から、児童扶養手当制度の一部が改正されます（令和7年1月に支給される令和6年11月分手当額から適用されます）。この改正は、現在の児童扶養手当受給資格者の方と令和6年10月以降に新たに申請をされる方に影響しますのでご確認ください。



所得制限により児童扶養手当を申請していなかった方へ

所得の限度額超過により、これまで申請を見合わせていた方については、この改正で手当の支給ができる場合があります。

支給が可能な場合、令和6年10月末までに申請をすることで、11月分以降の手当の支給を受けられますので、こども課にご相談ください。

※申請月の翌月分からの支給になります。



所得限度額の引き上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。

令和6年11月分から受給資格者本人の全部支給および一部支給に係る所得限度額が引き上げられます。

税上の扶養親族数	受給資格者本人の所得限度額				扶養義務者 / 配偶者の所得限度額 ※変更なし
	全部支給 (10月分まで)	全部支給 (11月分から)	一部支給 (10月分まで)	一部支給 (11月分から)	
0人	490,000円 →	690,000円	1,920,000円 →	2,080,000円	2,360,000円
1人	870,000円 →	1,070,000円	2,300,000円 →	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円 →	1,450,000円	2,680,000円 →	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円 →	1,830,000円	3,060,000円 →	3,220,000円	3,500,000円
4人以上	1人増えるごとに380,000円加算				



第3子以降の加算額の引き上げ

令和6年11月分から第3子以降の加算額が第2子の加算額と同額に引き上げられます。

区分	全部支給 (10月分まで)	全部支給 (11月分から)	一部支給 (10月分まで)	一部支給 (11月分から)
本体額	45,500円	45,500円	45,490円 ～10,740円	45,490円 ～10,740円
第2子加算額	10,750円	10,750円	10,740円 ～5,380円	10,740円 ～5,380円
第3子以降加算額	6,450円 →	10,750円	6,440円 ～3,230円 →	10,740円 ～5,380円

さのブランドのパンフレット完成！

第11回さのブランド認証品は、佐野らーめんをはじめとする「佐野らしさ」があふれる魅力的な商品92品が認証されています。試食審査には、なんと約100名の佐野市民の方が参加してくださいました。

パンフレットは市役所1階総合案内、佐野市観光物産会館などで配布しているほか、各種イベントでPRしていく予定です。

■問合せ：広報ブランド推進課 ☎27-3012



デジタル版はこちら▶



市外の方に佐野市をご紹介いただく際には、ぜひこのパンフレットを観光のお供にお勧めしていただき、また市民の皆さまにも市内の魅力を再認識するきっかけとしてご利用ください。

10月は

生ごみ削減強化月間、食品ロス削減月間

「3きり運動」を知っていますか？

- ① 使いきり：賞味期限や消費期限に注意し、食材を無駄にすることなく使いきりましょう。
- ② 食べきり：料理は食べられる量を作ったり、注文したりするようにし、おいしく食べきりましょう。
- ③ 水きり：生ごみの8割は水分といわれています。捨てる前に生ごみの水きりをしましょう。

10月30日は「食品ロス削減の日」

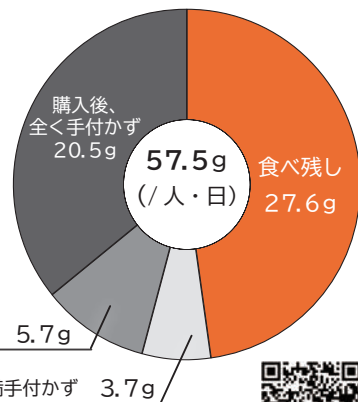
「食品ロス」は、まだ食べられるのに捨てられている食品のことで、一般家庭から排出される食品ロスは、年間約236万トンと推計されています（令和4年度環境省より）。

市が令和4年度に行った一般家庭ごみの調査では、佐野市民1人における1日当たりの食品ロスの推計量は57.5gとなりました。

捨てる前にひと搾り！「水きり」にご協力ください。

- ・ごみが軽くなるため、ごみ出しが楽に！
- ・悪臭や腐敗の防止に！
- ・ごみの燃焼効率が向上して、温室効果ガスが削減！

■問合せ：環境政策課 ☎23-8153



▲詳しくはこちら